

平成 21 年 6 月 18 日

各 位

会 社 名 アイ・ティー・シーネットワーク株式会社
 代表者名 代表取締役社長 寺 本 一 三
 (コード番号 : 9422 東証第 1 部)
 問合せ先 経 営 企 画 部 長 藤 内 聖 文
 (TEL. 03-5739-3702)

支配株主等に関する事項について

1. 親会社、支配株主（親会社を除く。）又はその他の関係会社の商号等

(平成 21 年 3 月 31 日現在)

| 名称 | 属性 | 議決権所有割合 (%) | | | 発行する株券が上場されている 金融商品証券取引所等 |
|-----------|-----|-------------|-------|-------|--|
| | | 直接所有分 | 合算対象分 | 計 | |
| 伊藤忠商事株式会社 | 親会社 | 60.71 | — | 60.71 | 東京証券取引所 市場第一部、大阪証券取引所 市場第一部、名古屋証券取引所 市場第一部、福岡証券取引所、札幌証券取引所 |

2. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係

①親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付け、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的・資本的关系

伊藤忠商事株式会社を中心とする企業グループは、幅広い分野において、各種の商品売買、関連する取引先に対する種々の金融機能の提供、各種プロジェクトの企画・調整及び事業投資等の多角的な営業活動を行っております。

当社の創立時においては、同社が通信キャリアの一次代理店であり、当社は物流や店頭販促等の業務を同社から受託するという関係にありました。平成 14 年 4 月に会社分割により同社の一次代理店としての地位を当社が承継した結果、同社との取引関係は僅少となっております。取締役を 1 名・監査役を 1 名招聘しており、出向者を 5 名（平成 21 年 6 月 18 日現在）受け入れておりますが、ライン部長職以上には当該出向者はおりません。その他、一部の地方支社において事務所を賃借する等の取引がありますが、独立した企業間の正常な取引条件となっております。

当社は、同社の情報通信・航空電子カンパニー内の中核会社として、同情報通信・メディア部門が掲げる「携帯流通事業の基盤強化／成長戦略の確立」という重点施策を担っており、今後とも同社との関係は継続してまいります。

②親会社等の企業グループに属することによる事業上の制約、リスク及びメリット、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的・資本的關係などの面から受ける経営・事業活動への影響等

当社は、親会社との経営ノウハウの交換等を目的として、親会社から兼任取締役が就任しておりますが、当社の取締役5名のうち親会社の兼任取締役は1名にすぎず、その就任は当社からの要請に基づくものであることから、独自の経営判断が行える状況にあり、事業上の制約はないものと考えております。

③親会社等からの一定の独立性確保の状況

当社は、親会社からの事業上の制約は無く、独自に事業活動を行っております。また、親会社兼任取締役の就任状況や出向者の状況は、独自の経営判断を妨げるものではなく、十分な独立性が確保されていると認識しておりますが、経営の独立性を一層高める観点から、親会社の企業グループ外からの社外取締役の登用も検討して参ります。

(役員の兼務状況)

(平成21年6月18日現在)

| 役職 | 氏名 | 親会社等又はそのグループ企業での役職 | 就任理由 |
|-----|-------|--|------------------------|
| 取締役 | 新宮 達史 | 親会社 伊藤忠商事(株) 情報通信・航空電子カンパニー モバイルネットワークビジネス部長 | 経営ノウハウの交換等のため当社から就任を依頼 |
| 監査役 | 浅倉 靖 | 親会社 伊藤忠商事(株) 情報通信・航空電子事業統括部 事業統括チーム長 | 監査機能強化のため当社から就任を依頼 |

(注) 当社の取締役5名、監査役4名のうち、親会社との兼任役員は2名である。

(出向者の受入れ状況)

(平成21年6月18日現在)

| 部署名 | 人数 | 出向元の親会社等又はそのグループ企業名 | 出向者受入れ理由 |
|------|----|---------------------|-----------------|
| 営業部門 | 5名 | 親会社 伊藤忠商事(株) | 営業部門強化のため当社から依頼 |

3. 支配株主等との取引に関する事項

親会社である伊藤忠商事(株)とは、携帯電話の販売、一部の地方支社の事業所賃借及び過去の手数料の受取代行等の取引がありますが、いずれも極めて少額であるため、「関連当事者との取引」として注記を行っておりません。

4. 支配株主等との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

親会社との取引にあたっては、その必要性があるものに限り、その条件が第三者との通常の取引条件と著しく相違しない公正妥当な取引を行っております。

以 上